

# 1 ごみの収集

## (1) 家庭系ごみ収集

家庭系の一般廃棄物（ごみ）については、粗大ごみ等を除き原則として指定ごみ袋により、分別排出することとしている。

なお、分別については、下表のとおりである。また、平成23年4月から、ライターは、中身を完全に使い切って、燃やせないごみの収集日に、燃やせないごみとは別に透明または半透明の袋に入れて出すように変更している。

### ■ 福井区域

(平成24年4月1日現在)

区 分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回（一部、週6回）	ステーション方式 ※資源物（スプレー缶を除く）は、資源回収拠点場所へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月2回（第1, 3又は第2, 4の指定曜日）	
資源物	プラスチック製容器包装	週1回（指定曜日）	
	缶	月2回（指定の水曜日）	
	びん・ペットボトル	月1回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック		
	乾電池	月1回（指定の水曜日）	
	スプレー缶	月2回（第1, 3又は第2, 4の指定曜日）	
蛍光灯	年6回（奇数月又は偶数月の指定水曜日）		
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日）	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ	・自己搬入のみ受付（第2日曜日）	

### ■ 美山区域

(平成24年4月1日現在)

区 分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回（火・金曜日）	ステーション方式 ※資源物（スプレー缶を除く）は、資源回収拠点場所へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月2回（第2, 4の木曜日）	
資源物	プラスチック製容器包装	週1回（月曜日）	
	缶	月2回（指定の水曜日）	
	びん	月1回（指定の水曜日） ※1月、2月の収集はなし	
	ペットボトル	月1回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック		
	乾電池	月1回（指定の水曜日） ※1月、2月の収集はなし	
	スプレー缶	月2回（第2, 4の木曜日）	
蛍光灯	年5回（奇数月の第4水曜日） ※1月の収集はなし		
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日）	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ	・自己搬入のみ受付（第2日曜日）	

■ 越廼・清水区域

(平成24年4月1日現在)

区 分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週 2 回 (火・金曜日)	ステーション方式 ※資源物 (スプレー缶を除く) は、資源回収拠点場所へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月 2 回 (第 2、4 の木曜日)	
資源物	プラスチック製容器包装	週 1 回 (月曜日)	
	缶	月 2 回 (第 1、3 の水曜日)	
	びん・ペットボトル	月 1 回 (指定の水曜日)	
	ダンボール・紙製容器・紙パック	月 1 回 (第 3 の水曜日)	
	乾電池	月 1 回 (指定の水曜日)	
	スプレー缶	月 2 回 (第 2、4 の木曜日)	
	蛍光灯	月 1 回 (第 4 木曜日)	
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付 (月～金曜日)	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ	・自己搬入のみ受付 (第 2 日曜日)	

(2) 事業系ごみ収集

事業系の一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者の責任のもとに処理 (自己処理、自己搬入、委託収集) することが義務づけられていることから、ほとんどの事業系ごみは許可業者によって収集されている。

しかしながら、月に 50 袋以内 (約 250 kg) の少量排出事業者の便宜を図るため、ごみステーションの管理者 (自治会長等) の同意を得たうえで、事業用指定袋を使用して排出することができることとしている。

◎ 家庭系ごみ・事業系ごみ別排出状況

		19	20	21	22	23
家庭系ごみ	燃やせるごみ	47,439t	47,124t	45,358t	44,623t	45,384t
	燃やせないごみ	10,444t	9,928t	8,813t	8,927t	9,096t
小 計 (①)		57,883t	57,052t	54,171t	53,550t	54,480t
事業系ごみ	燃やせるごみ	33,272t	31,673t	31,030t	31,468t	31,658t
	燃やせないごみ	2,999t	2,545t	2,492t	2,401t	2,434t
小 計 (②)		36,271t	34,218t	33,522t	33,869t	34,092t
合 計 (①+②)		94,154t	91,270t	87,693t	87,419t	88,572t

## 2 ごみの処理

平成23年度のごみ総排出量は101,934 tで、前年度に比べ2,056 tの増加となった。

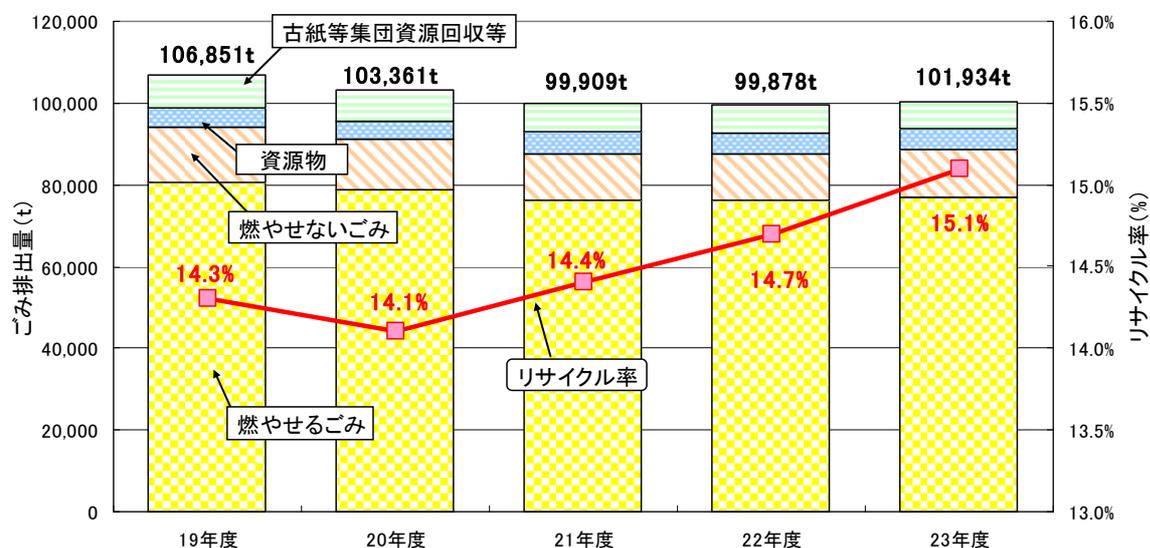
内訳としては、焼却等処理ごみ(燃やせるごみ及び燃やせないごみ)が88,572 tで1,153 t増加、資源物は5,216 tで91 t減少となった。

資源物については、プラスチック製容器包装が1,759 tで前年度に比べ43 tと、やや増加した。また、蛍光灯については、前年度に比べ、5 t増加し、20 tとなった。

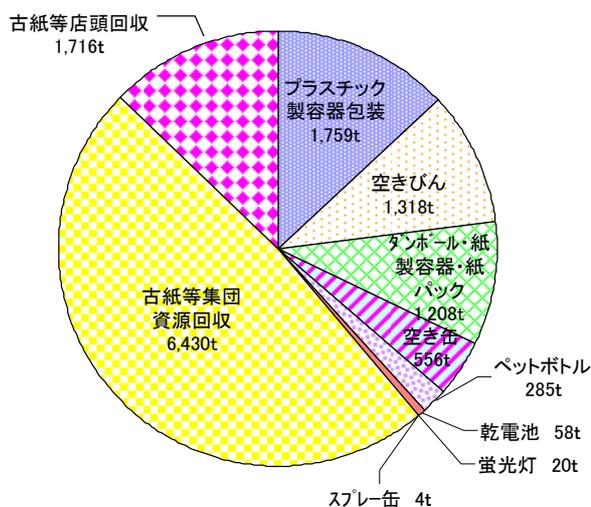
古紙等集団資源回収は6,430 tで279 tの減少となったが、古紙等店頭回収は、昨年度に比べ回収店が2店舗増えたため、1,716 tとなり、1,273 tの大幅な増加となった。

これらの資源回収量の増加によって、リサイクル率は15.1%となり、前年度に比べ、0.4ポイントの増加となった。

なお、1人一日あたりのごみの量は954 gとなっている。



ごみ処理量及びリサイクル率の推移



資源ごみ処理量 内訳

(1) ごみ処理実績の推移

■ ごみ処理量の推移

分別の種類		排出量 (t)					構成比 (%) [H23]	前年度比 (%)	
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
焼却等処理	①燃やせるごみ	80,711	78,797	76,388	76,091	77,042	75.6%	1.2%	
	②燃やせないごみ	13,443	12,473	11,305	11,328	11,530	11.3%	1.8%	
	小計 (①+②)	94,154	91,270	87,693	87,419	88,572	—	1.3%	
再資源化	③資源物	びん	1,460	1,369	1,355	1,362	1,318	—	△3.2%
		缶	686	633	620	580	556	—	△4.1%
		ペットボトル	297	281	291	309	285	—	△7.8%
		プラスチック製容器包装	743	693	1,548	1,716	1,759	—	2.5%
		ダンボール・紙製容器	1,301	1,258	1,259	1,251	1,191	—	△4.8%
		紙パック	—	15	19	18	17	—	△5.6%
		新聞紙・雑誌	6	4	—	—	8	—	皆増
	④特殊ごみ	乾電池	64	53	60	51	58	—	13.7%
	⑤有害ごみ	スプレー缶	8	7	5	5	4	—	△20.0%
		蛍光灯	2	2	1	15	20	—	33.3%
	小計 (③+④+⑤)		4,567	4,315	5,158	5,307	5,216	5.1%	△1.7%
	⑥処理過程における資源化物		2,635	2,450	2,194	2,182	2,009	—	△7.9%
	⑦古紙等集団資源回収		8,130	7,776	7,058	6,709	6,430	6.3%	△4.2%
⑧古紙等店頭回収		—	—	—	443	1,716	1.7%	287.4%	
リサイクル関連合計 (③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)		15,332	14,541	14,410	14,641	15,371	—	5.0%	
収集・持込量 (①+②+③+④+⑤)		98,721	95,585	92,851	92,726	93,788	—	1.1%	
総排出量 (①+②+③+④+⑤+⑦+⑧)		106,851	103,361	99,909	99,878	101,934	100.0%	2.1%	
リサイクル率		14.3%	14.1%	14.4%	14.7%	15.1%			

■ 1人一日あたりのごみの量

分別の種類		排出量 (g)					前年度比 (%)
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
1人一日あたりのごみの量	*1	1,000	969	943	944	954	1.1%
1人一日あたりの総排出ごみ量	*2	1,082	1,048	1,015	1,017	1,037	2.0%

※基準人口は各年度4月1日現在

\*1 (燃やせるごみ+燃やせないごみ+資源物+特殊ごみ+有害ごみ) / 人・日

\*2 (燃やせるごみ+燃やせないごみ+資源物+特殊ごみ+有害ごみ+古紙等集団資源回収) / 人・日

(2) 燃やせるごみの処理実績

■ 福井市クリーンセンターへの持込量実績及び処理状況 《福井・美山区域》 (t)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	
直 営 収 集	14,586	14,555	14,120	13,860	14,133	
委 託 収 集	28,638	28,303	27,825	27,398	27,863	
許 可 収 集	30,153	28,779	28,376	28,488	28,646	
持 込	一般可燃	196	248	270	297	338
	粗大可燃	1,030	1,000	1,017	995	1,026
	事業可燃	1,127	930	874	815	736
	一般減免	158	146	152	120	119
	下水減免	117	98	71	65	59
	市 関 係	1,410	1,383	1,325	1,317	1,327
合 計	<b>77,415</b>	<b>75,442</b>	<b>74,030</b>	<b>73,355</b>	<b>74,247</b>	
処 理 内 訳	焼 却	74,771	72,729	73,156	69,192	73,524
	紙 類 ※1	232	183	152	141	113
	再 搬 入 ※2	153	29	0	10	7
	未処理分 ※3	2,259	2,501	722	4,012	603

※1：紙類は、福井市古紙等リサイクル協同組合へ搬入

※2：再搬入は、広域圏清掃センターへ搬入

※3：未処理分は、水分蒸発を含む

■ 鯖江クリーンセンターへの持込量実績 《越廼・清水区域》 (t)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	
委 託 収 集	2,076	2,153	1,881	1,871	1,943	
許 可 収 集※	—	—	—	702	668	
持 込	一 般 可 燃	50	25	24	17	22
	事 業 可 燃	491	494	446	141	157
	減 免	12	4	7	5	5
合 計	<b>2,629</b>	<b>2,676</b>	<b>2,358</b>	<b>2,736</b>	<b>2,795</b>	

※ 平成21年度までは持込(事業可燃)を含む

(3) 燃やせないごみの処理実績

■ 広域圏清掃センターへの持込量実績 《福井・美山区域》 (t)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	
委託収集	8,646	8,284	7,322	7,477	7,487	
直営粗大	557	423	325	271	322	
委託粗大	1	2	—	—	—	
許可収集	2,037	1,936	1,970	1,928	1,929	
持込	一般不燃	1,909	1,470	891	868	957
	事業不燃			422	385	417
	減免			51	36	37
合計	13,150	12,115	10,981	10,965	11,149	
①燃やせないごみ	10,700	10,234	9,321	9,422	9,435	
②燃やせない粗大ごみ	2,450	1,881	1,660	1,543	1,714	

■ 鯖江クリーンセンターへの持込量実績 《越廼・清水区域》 (t)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	
委託収集	78	81	75	76	79	
委託粗大	11	17	0	2	—	
許可収集※	—	—	—	1	12	
持込	一般不燃	185	204	199	233	251
	事業不燃	19	42	22	31	22
	減免	5	14	28	20	17
合計	298	358	324	363	381	

※ 平成21年度までは持込(事業不燃)を含む

(4) ごみ処理の体系

基本分類	区 域	収集運搬		処理方法		処分方法
		直営・委託				
燃やせるごみ	福 井	直営・委託	週2回	焼 却	クリーンセンター※1	焼却灰(埋立) 金属類(資源化)
	美 山 越廼・清水	委 託			鯖江クリーンセンター※2	
燃やせないごみ	福井・美山	委 託	月2回	破 碎	清掃センター※3	不燃物(埋立) 金属類(資源化)
	越廼・清水				鯖江クリーンセンター	
プラスチック製 容器包装	全 域	委 託	週1回	分 別	委 託	資源化
びん	全 域	委 託	月1回	分 別	委 託	
ペットボトル	全 域	委 託	月1回	分 別	委 託	
ダンボール・紙製 容器・紙パック	全 域	委 託	月1回	分 別	委 託	
缶	福 井	直営・委託	月2回	分 別	委 託	
	美 山 越廼・清水	委 託				
乾電池	全 域	委 託	月1回	分 別	清掃センター	
スプレー缶	福井・美山	委 託	月2回	分 別	清掃センター	
	越廼・清水				鯖江クリーンセンター	
蛍光灯	福 井 美 山 越廼・清水	委 託	年6回	分 別	委 託	
			年5回			
			月1回			
粗大ごみ	福井・美山	自己搬入 申込収集	随 時	可燃(焼却)	クリーンセンター	焼却灰(埋立) 不燃物(埋立) 金属類(資源化)
				不燃(破碎)	清掃センター	
	可燃(焼却)			清掃センター		
	不燃(破碎)			鯖江クリーンセンター		
動物の死体	全 域	自己搬入 申込収集	随 時	焼 却	クリーンセンター	納骨(埋立)

※1 クリーンセンター : 福井市クリーンセンター

※2 鯖江クリーンセンター : 鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンター

※3 清掃センター : 福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター

(5) ごみ処理経費

■ 1トンあたりの収集・処分経費

(円/t)

区分 \ 年度		20	21	22	23	
全体		22,705	23,669	23,160	22,437	
	燃やせる ごみ	収集経費	18,368	19,032	18,984	18,871
		処分経費	6,959	7,243	7,085	6,995
	燃やせない ごみ	処分経費	11,409	11,789	11,899	11,876
			37,996	38,655	32,890	29,107
	資源物	収集経費	7,486	6,082	5,333	5,237
		処分経費	30,510	32,573	27,557	23,870
	資源物		35,193	38,793	38,646	36,107
		収集経費	28,358	30,413	30,562	28,744
		処分経費	6,835	8,380	8,084	7,363

■ 1人あたりの収集運搬・処分経費

(円/人)

区分 \ 年度		20	21	22	23
合計		8,668	8,764	8,593	8,516
	収集経費	3,637	3,682	3,696	3,718
	処分経費	5,031	5,082	4,897	4,798

■ 1世帯あたりの収集運搬・処分経費

(円/世帯)

区分 \ 年度		20	21	22	23
合計		24,629	24,864	24,155	23,730
	収集経費	10,333	10,446	10,389	10,360
	処分経費	14,296	14,418	13,766	13,370

### 3 ごみ質の分析（福井市クリーンセンターにおける可燃性ごみの組成）

福井市クリーンセンターにおけるごみ質分析の結果は次のとおりとなっている。

#### ■ 平均値（ドライベース） (%)

成分 \ 年度		19	20	21	22	23
可燃物	紙・セロハン	52.4	55.1	57.2	47.1	50.7
	木・竹・わら類	4.7	7.9	6.9	4.9	8.0
	繊維類	4.6	6.4	5.6	10.8	8.2
	厨芥類	10.0	8.8	7.8	7.5	7.5
	皮革・ゴム類	0.5	1.7	1.0	1.0	0.2
	雑物5mm以上	8.9	4.0	6.9	10.3	7.9
	小計(%)	81.1	83.9	85.4	81.6	82.5
焼却不適物	ビニール・プラスチック類	11.4	11.2	10.2	11.5	11.1
	小計(%)	11.4	11.2	10.2	11.5	11.1
不燃物	ガラス・石類 ・陶磁器類	0.8	0.7	0.5	0.6	1.2
	金属類	1.3	1.2	0.3	0.6	1.0
	雑物5mm以上	5.4	3.0	3.6	5.7	4.2
	小計(%)	7.5	4.9	4.4	6.9	6.4

#### ■ 理化学的性状 (%)

項目 \ 年度	19	20	21	22	23
見かけ比重	0.17	0.21	0.21	0.19	0.20
水分 (%)	52.1	44.4	45.4	47.3	49.7
灰分 (%)	6.0	6.0	5.5	6.3	6.3
可燃分 (%)	41.9	49.6	49.1	46.4	44.0
推定低位発熱量(J/kg)	6,578	8,220	8,111	7,550	7,041
熱灼減量 (%)	0.7	0.7	0.1	0.5	0.4

## 4 ごみの削減、資源化

本市では、毎週水曜日を「資源物の日」とし、月1回の空きびん及び月2回の空き缶の収集に取り組んできた。

その後、容器包装リサイクル法の施行により、ペットボトルの収集、プラスチック製容器包装及びダンボール・紙製容器・紙パックの収集に取り組んでいる。また、平成21年4月からプラスチック製容器包装の毎週収集、さらに、平成22年7月から福井市全域で蛍光灯の収集を開始し、リサイクルを通じたごみ減量化の取組みにより資源化率の向上を目指している。

また、空きびん・空き缶の売却金については、売却金の一部を各自治会連合会が行っている環境活動の費用及び各自治会で管理をしているごみステーションの維持管理費用に還元している。

### (1) 資源物

#### 《空きびん・空き缶》

##### ■空きびんの実績

(t)

区分\年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
白びん	621.2	573.8	571.5	567.6	542.2
茶びん	541.0	502.9	493.9	509.3	475.0
青びん	167.4	158.5	160.5	162.2	169.1
黒びん	34.4	42.2	43.0	32.7	45.5
生びん	96.2	91.1	86.2	89.7	86.6
合計	1,460.2	1,368.5	1,355.1	1,361.5	1,318.4

空きびんの収集 … 福井市全域(月1回収集)

##### ■空き缶の実績

(t)

区分\年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
スチール缶	395.9	355.0	336.5	311.6	290.5
アルミ缶	290.4	278.2	283.8	268.3	265.7
合計	686.3	633.2	620.3	579.9	556.2

空き缶の収集 … 福井市全域(月2回収集)

《その他資源物》

(t)

区分 \ 年度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
ペットボトル	福井市全域 (月1回収集)	297	281	291	309	285
プラスチック製 容器包装	福井市全域 (毎週1回収集)	743	693	1,548	1,716	1,759
ダンボール	福井市全域 (月1回収集)	989	974	1,001	981	944
紙製容器	福井市全域 (月1回収集)	312	283	258	270	247
紙パック	福井市全域 (月1回収集)	—	15	19	18	17
新聞・雑誌	福井市全域(H23~) (収集資源センターでの拠点回収)	※越廻 6	※越廻 4	—	—	8
乾電池※	福井市全域 (月1回収集)	64	53	60	51	58
スプレー缶	福井市全域 (月2回収集)	8	7	5	5	4
蛍光灯	福井市全域 (2か月に1回収集)	※越廻・清水 2	※越廻・清水 2	※越廻・清水 1	15	20

※ボタン型電池・充電電池の回収は行っていない。

《古紙等集団資源回収》

資源のリサイクルおよびごみの減量化による処理経費の軽減を図るため、奨励金を交付することにより、市内の地域住民で組織する各種団体による新聞・雑誌類の集団回収活動を促している。

なお、奨励金は、前期（1月から6月まで実施分）・後期（7月から12月まで実施分）の2回に分けて、収集量・実施回数に応じて交付している。

区分 \ 年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
新聞 (t)	3,809	3,973	3,681	3,514	3,340
雑誌 (t)	4,298	3,800	3,373	3,192	3,087
ダンボール (t)	23	—	—	—	—
紙パック (t)	—	3	4	3	3
合計 (t)	8,130	7,776	7,058	6,709	6,430
団体登録数	303	304	306	309	309
奨励金 (千円)	38,542	37,211	34,141	32,583	31,207

(2) 資源回収拠点事業

《小売店における資源回収拠点事業》

平成16年度にモデル事業として、市内小売店に資源回収拠点※としての回収箱を設置してもらい、プラスチック製容器包装及び紙製容器の回収に取り組んだ。

なお、小売店が設置した回収ボックス、看板及び保管庫の設置に要した費用の一部を補助し、平成17年度からは、回収ボックスに排出された資源物の収集を市が行うこととした。

※資源回収拠点：地区ごとの収集日まで待つことなく、いつでも誰もがプラスチック製容器包装等の資源物を分別排出できる場所として、回収ボックスを設置した小売店舗のこと。（スーパーなどの小売店が独自に取り組んでいた食品トレイ、牛乳パックやペットボトルの回収ボックスを発展させたもの。）

[平成23年度資源回収拠点協力店]

協力店舗名	所在地
ハーツ 羽水店	木田3丁目2802
Aコープ 堀の宮店	堀の宮1丁目215
〃 やしろ店	湊2丁目1711
ハニー 麻生津店	今市町14-11-1
アル・プラザ ベル	花堂南2丁目16-1
ハーツ 学園店	学園2丁目9-22
くみあいマーケット 東郷店	東郷二ヶ町34-27



[回収時間]

- ・店舗営業時間と同じ

[回収品目]

- ・プラスチック製容器包装

(kg)

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
回収量	22,494	26,483	32,217	33,563	35,629

### 《市有施設における資源回収拠点事業》

平成23年4月1日より、収集資源センターに資源回収ボックスを設置し、資源物の拠点回収を実施している。

〔回収時間〕

- ・収集資源センターの開設時間と同じ

〔回収品目〕

- ・びん、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、古紙（ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本）

### 収集資源センター回収量(平成23年度)

(kg)

品目	びん	缶	ペット ボトル	蛍光灯	乾電池	古紙	合計
回収量	1,129	568	214	384	196	12,070	14,561

### (3) 生ごみ

#### 《市有施設から排出される生ごみの堆肥化》

食品リサイクル法の施行により、資源循環型社会の構築に向けた取組みを、平成14年度から市有施設（市立保育園、ふれ愛園、学校給食センター）で発生する食品残渣（生ごみ）を堆肥化する取組みを実施している。また、現在は42ある単独学校給食校（併設校があるため実施校数は37校）における食品残渣についても堆肥化に取り組んでいる。

なお、堆肥化の処理については、生ごみ処理自動車を導入した市内の事業者へ委託した。

(t)

区分 \ 年度	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
市立保育園	調理くず等	41.4	47.2	24.0	22.4	17.6
	食べ残し等			23.9	20.5	16.3
ふれ愛園	調理くず等	7.0	7.3	2.6	1.9	1.6
	食べ残し等			5.6	4.9	4.7
学校給食センター	調理くず等	117.9	118.4	65.2	58.3	64.3
	食べ残し等			75.7	61.4	56.3
単独給食校	調理くず等	100.4	98.8	69.6	68.5	63.1
	食べ残し等			27.2	23.0	20.4
小計	調理くず等	266.7	271.7	161.4	151.1	146.6
	食べ残し等			132.4	109.8	97.7
合計		266.7	271.7	293.8	260.9	244.3

#### (4) 意識啓発

##### 《普及啓発事業》

ごみの正しい分別及び排出をしてもらうため、各地区の公民館等に職員が出向き、分別説明会を開催している。

また、ごみの出し方を分かりやすく説明したパンフレットを作成し、随時、配布している。



##### 分別説明会の開催状況

(回)

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
開催回数	26	161	60	54	19

そのほか、キャラクターヒーローに扮した「リサイクル戦隊 ワケルンジャー」のDVDの作成など、子供からお年寄りまで各年齢層に対し、正しいごみ分別の啓発に努めている。

##### 《まだまだ使えますコーナー》



ごみとして出された不燃物・粗大ごみ等の中には、そのまま十分使えるものや、少し手を加えれば再利用可能なものが数多く含まれていることから、昭和57年6月から取り組んでいる「環境月間」の行事として、「物の大切さ、有効再利用の必要性」を啓蒙するため、これらのものを展示するとともに、抽選により無料で贈呈した。

さらに、平成13年度からは「福井市環境展」における展示コーナーの一部として「まだまだ使えますコーナー」を設け、環境問題に関する啓発パネル等の展示と併せ、物の大切さ等の啓発に取り組んでいる。

## (5) 指定ごみ袋

ごみ減量化と分別排出の徹底および限りある資源を有効に活用するため、市指定ごみ袋として所定のごみ袋を作成し、平成9年4月1日から完全実施した。また、平成16年4月からは家庭でのごみを分別しやすくするため、次の表のとおり「色別指定ごみ袋」の販売を開始し、現在、試行を行っている。

資源物《空き缶、ペットボトル）については、分別排出の促進と処理負担の軽減を図るために、透明又は半透明の袋を用いて排出することもできるとしている。

事業系一般廃棄物については、事業所用指定袋を利用し、ごみステーションの管理者（自治会等）の同意のうえで、1カ月250kg（50袋以内）以下に限り排出できる。

なお、事業者とは、会社、事務所、飲食店、旅館、店舗、自営業者などの、一般家庭以外の者である。

	種 類	印刷色	指定袋に入れるごみ	サイズ	
色別指定ごみ袋	家庭用	緑	燃やせるごみ （燃やせないごみ、及び プラスチック製容器包装も可）	大・中・小	
		青	燃やせないごみ	大・中	
		オレンジ	プラスチック製容器包装	大・中	
	事業所用	赤	燃やせるごみ	燃やせないごみ プラスチック製容器包装	大
			燃やせないごみ		

### ■ 指定袋の規格

項 目	仕様内容
材 質	高密度ポリエチレン
種類・透明度	透明度 半透明
	寸 法 大… 厚さ 0.03mm 縦 800mm 横 650mm
	中… 厚さ 0.03mm 縦 700mm 横 480mm
	小… 厚さ 0.03mm 縦 550mm 横 300mm/400mm

#### 指定ごみ袋の使い方

- ① 自治会名、またはマンション名など必ず記入してください。
- ② 自治会未加入者は次のようにしてください。  
例) 福井市大手3丁目10番1号 ⇒ 「大手3丁目」と記入してください。
- ③ 1袋あたりの重さは、おおむね5kg以内としてください。
- ④ 袋の口は、しっかり結んでください。

## 5 美しいまちづくりのために

### (1) あき地等の清潔保持

市街地を中心とするあき地等の清潔保持に関しては、法によりその所有者もしくは管理者が適切に行うこととなっているが、福井市では市民の迷惑を防止するため、福井市あき地等の清潔保持に関する条例（昭和52年制定）に基づき、当該あき地等の草刈り等を実施するよう指導・勧告を行っている。また、自らが実施できない者（個人）に対しては、草刈り委託業者の紹介を行っている。

#### ① 私有あき地（指導・勧告件数） （件）

年 度	指 導	処 理		
	勧告	自己処理	未処理	処理割合
21年度	136	127	9	93.3%
22年度	158	137	21	86.7%
23年度	116	104	12	89.7%

#### ② 公共等所有あき地

国、県、市およびその他の公共団体等所管のあき地（道路、河川、軌道敷地等を含む）等については、毎年必要に応じて草刈り等を実施するよう要請を行っている。

### (2) 都市環境の美化

福井市では、都市環境の美化を図り市民の快適な生活を確保し、清潔で美しいまちをつくるため、市内全域に「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」（平成8年12月25日）を制定した。

#### ◆ 対象者

事業者 容器に収納する飲料やタバコ又はチューインガムを製造する製造者並びにこれらの商品を販売する販売者

市民等 福井市内に居住している人、勤務若しくは滞在者又は市内を通過する人

#### ◆ 区 域 福井市全域

- ポイ捨てはやめよう！
- ふんの始末は飼い主が、責任をもって処分しましょう。
- 自動販売機には回収容器を設置しましょう。



## 重点区域

福井市内において、特に空き缶等の散乱及びふん害を防止する必要がある区域のことで、JR福井駅を含む駅東西の区域が指定されている。

平成24年3月1日からは、この区域を拡大し、面積を従来の52.8haから73.3haとした。

なお、この重点区域内で条例に規定する行為を行った人に対しては、市長が勧告命令を行い、罰金、過料を科すことができる。

周囲総延長 5.2km  
面積 73.3ha



### (3) 動物（犬・猫等）死体処理

飼い犬・飼い猫等の死体については、収集・処分を有料で行っている。

(自己搬入の場合・・・945円/体、申込収集の場合・・・1,575円/体)

また、路上、空き地等に放置された野良犬・猫等の死体については、収集資源センターが市民からの連絡を受け、委託業者に収集を依頼している。回収された死体は、福井市クリーンセンターの動物用焼却炉にて焼却処分する。

(単位：体)

区分\年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
収集	1,721	1,768	1,839	1,689	1,556
持ち込み	549	488	519	492	514
保健所	391	319	349	384	202
鳥類他 ※	607	1,186	1,391	1,513	1,193
合計	3,268	3,761	4,098	4,078	3,465

※市による有害鳥獣駆除

### (4) 野外焼却の指導

野外焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第16条の2により、原則禁止されていることから、職員によるパトロールを行い、野外焼却の防止に向けた啓発に努めている。また、野外焼却の通報を受けた場合、職員が現場に行き直接指導を行っている。

(件)

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
通報	61 (処理件数)	30 (処理件数)	20 (処理件数)	35	31
指導				17	22
パトロール中の指導				18	4

※20年度までは環境保全課への苦情数